

千葉市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年2月1日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

21千総総第5357号  
平成22年1月25日

千葉市監査委員 様

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成19年度監査報告第1号、平成20年度監査報告第1号、平成21年度監査報告第1号・第2号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 19監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

1 補助金の交付に係る規程の整備を行うべきもの

(市民局生活文化部、教育委員会生涯学習部)

「補助金の執行事務の適正化について」(平成14年3月1日付け財政部長通知)によると、補助金の交付決定にあたっては、「必要により交付先団体の財政状況も審査の対象として、特に多額の余裕資金、前年度剰余金がある団体については、必要に応じて補助金額の調整を行うこと。なお、調整が必要な場合に備えて、事前に調整のための基準を定めること」と規定されている。

しかしながら、社会教育関係団体事業補助金、文化振興活動補助金、社会体育関係団体事業補助金及び青少年健全育成事業補助金の平成18年度交付先団体の平成17年度決算状況を確認したところ、27団体中13団体において翌年度への繰越金が生じており、その中には、補助金交付額よりも繰越金の額が上回っている団体や繰越金の額が前年度繰越金の額より増加している団体も散見されたが、補助金額の調整は行っていなかった。

また、前述の各補助金はいずれも生涯学習部が所管しているが、補助対象経費から控除すべき交付先団体の収入金の取扱等は補助金ごとに異なっていた。

繰越金等を有する団体に対しては、通知に基づき基準を定め、補助金額の調整を図られたい。

また、補助対象経費から控除すべき交付先団体の収入金の取扱について、生涯学習部内で統一的に規程の整備を図られたい。

講じた措置

社会教育関係団体補助金等については、交付先団体の繰越金の額が減少傾向にあるほか、各団体の規模や財務状況が多様なため一律の基準を設けることが適当ではないことから、団体の決算報告書等を提出させ、繰越金の有無やその額を確認したうえ、必要に応じて補助金額の調整を行うこととした。

また、平成21年4月1日に補助金交付要綱の改正を行い、各団体の収入額を補助対象経費の額から控除することを規定し、統一的な取扱いとした。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 契約事務

ア 修繕工事の契約事務を適正に行うべきもの（教育委員会）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第21条の2によると、工事又は製造の請負に係る契約については、予定価格が250万円を超えないときは随意契約によることができると規定されている。

アスベスト分析調査に当たって飛散防止用として天井に設置した養生シートの撤去に係る修繕工事（小学校25校及び中学校11校）については、本来一括して契約すべきところ、学校所在地域や修繕面積等を勘案し8件の契約に分割したうえ、それぞれの契約の予定価格が250万円以下であることを理由に上記法令等を根拠として随意契約により契約を締結していた。

このような契約方法は、競争入札を避けるために、予定価格が250万円以下となるよう意図的に契約区分を設定したと評価されるものである。

修繕工事の契約事務については、適正に行われたい。

講じた措置

修繕工事の契約にあたっては、施工内容が概ね同様で同時期の施工が可能な場合には一括して発注することとし、平成21年11月に修繕事務マニュアルを作成した。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(2) 重点事項

ウ 指摘事項

(イ) 随意契約理由に妥当性が認められないため契約方法の見直しを行うべきもの  
(教育委員会)

市立養護学校冷暖房機保守点検委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用のうえ、効率性を重視し、保守点検対象機器の大半(66台中55台)を製造したメーカーのサービス専門部門であることを理由として、一者随契により契約の相手方を決定していた。

しかしながら、当該委託業務は製造元など特定の者でなければ履行が困難なものとはいえ、随意契約によることができる場合として、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときと規定した上記適用条項を根拠とする理由には妥当性が認められない。

当該委託については、契約方法の見直しを行われたい。

#### 講じた措置

市立養護学校冷暖房機保守点検委託については、平成20年度から複数の者による競争のうえ契約の相手方を決定することとした。その結果として、平成20年度及び21年度においては見積業者の辞退等により一者随契となったが、平成21年度には契約の相手方が前年度の契約業者から変わり、契約金額も減額となった。

報告書番号 21 監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(3) 契約事務

ア 契約書の作成を適正に行うべきもの（経済農政局）

契約規則第25条によると、契約を締結する際には、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金等の事項を記載した契約書を作成することとされている。

しかしながら、公営事業事務所のトータリゼータシステム運用保守業務委託については、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金等に係る事項の記載がなかった。

契約書の作成については、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

公営事業事務所トータリゼータシステム運用保守業務委託については、年2回の契約のうち下半期分の平成21年10月1日付け締結の契約から、履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金等に係る事項を記載し、契約書を適正に作成した。

報告書番号 21 監査報告第1号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(4) 財産管理事務

イ 立体自転車駐車場及び自転車駐車場等管理棟の取得手続を適正に行うべきもの（建設局）

公有財産規則第39条によると、所管課長は公有財産を取得したときは、台帳副本を整理するとともに、公有財産取得通知書により管財課長に通知しなければならないとされている。

しかしながら、立体自転車駐車場5件（土地部分は除く）及び自転車駐車場等管理棟22件については、規則で定められた手続が行われていなかった。

立体自転車駐車場及び自転車駐車場等管理棟の取得手続については、規則に基づき適正に行われたい。

講じた措置

規則で定められた手続が行われていなかった立体自転車駐車場等については、平成21年4月から同年11月まで8回に分けて、台帳副本を整理し、公有財産取得通知書により管財課長に通知した。